

Monthly Report

2021年7月号

特集
ストップ！「ながら運転」

運転中の携帯・スマホの使用やカーナビの画面注視など携帯電話使用等(いわゆる「ながら運転」)に起因する交通事故件数(令和2年)は、道路交通法の改正(厳罰化)等の効果もあり、前年より大幅に減少しました。

その一方で、ながら運転による交通事故は、ながら運転以外の場合と比べ、死亡事故の比率が約1.9倍であり、重大事故となる可能性が高い傾向があります。

ながら運転を絶対にしないように心がけ、常に運転に集中しましょう。



<法令違反とならない手段で撮影しています>

※ 警察庁Webサイト「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html>
(2021.6.17閲覧)

1. ながら運転の罰則等

ながら運転とは、運転中の携帯・スマホによる通話、操作および画面注視、ならびにカーナビの画面注視などの行為を言います。携帯電話使用等によるながら運転は、その危険性から厳しい罰則等(下表)が課せられます。交通事故の発生や重大な事故につながる危険な運転により交通の危険を生じさせた場合は、罰則等が重くなります。

項目		罰則等の内容
携帯電話使用等 【保持】 ※1 ※2 ※3	罰則	6月以下の懲役 または 10万円以下の罰金
	違反点数	3点
	反則金	大型車:2万5千円 普通車:1万8千円 二輪車:1万5千円 原付車:1万2千円
携帯電話使用等による 【交通の危険】	罰則	1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金
	違反点数	6点<免許停止>
	反則金	反則金の対象外となり、懲役または罰金の刑事処分となる




- ※1 停止中や緊急時・人命救助の場合は除外されます。(信号待ちで停止している間は除外されますが、少しでも動くと違反になります)
- ※2 画面注視は2秒間が目安と言われますが、法令等に注視の規定はなく、取り締まりや交通事故の現場の警察官の判断によります。(2秒以下ならOKではありません)
- ※3 走行中のハンズフリー通話は除外されますが、通話開始のスマホ操作やカーナビ画面注視は違反です。

2. “ちょっと”が危険を招く

スマホをちょっと確認するだけでも、また運転に集中するまでに2秒程度を要します。一方、スマホやカーナビを2秒以上注視するとドライバーが危険を感じる状態になると言われます。

車は2秒間で思った以上に移動します。その間、周囲の交通情報が遮断されると、対向車、停止車両、歩行者等に気づくのが遅れ、ブレーキ操作等が間に合わず、衝突、追突もしくは歩行者等をはねるリスクが高まります。

<速度別の2秒間に進む距離>

時速 30km	約16.7m 
時速 40km	約22.2m 
時速 60km	約33.3m 

<ながら運転の事故発生場所の特徴>

ながら運転による交通事故は、比較的に見晴らしがよい直線道路が多いという特徴があります。これは、安全と思われる場所が、“ちょっと”の油断を招くからだと言われます。

※ 公益財団法人 交通事故総合分析センター「携帯電話等の使用が要因となる事故の分析」

https://www.itarda.or.jp/presentation/18/show_lecture_file.pdf?lecture_id=95&type=file.jp

(2021.6.17閲覧)

3. ながら運転対策

厳罰化から1年半が経過しましたが、ちょっとした油断も生じさせないためには、“ながら運転は絶対にしない”という強い意識を持ち続けることが大切です。

ながら運転の危険性をいまいちど認識し、安全運転を心がけましょう。

1. ながらスマホ対策

- ・着信で注意を奪われないよう、運転前に電源を切ったりドライブモードに設定したりする。
- ・スマホを操作するときは、安全な場所に停車してから行う。
- ・ハンズフリー通話は、会話に気を取られて安全不確認や漫然運転といった安全運転義務違反につながる可能性があることを十分に意識する。

<職場での取り組み>

- ・ながら運転の撲滅に向け、油断が生じないように、定期的に安全運転教育を行う。

2. カーナビ注視対策

- ・時間に余裕を持った行動(目的地への道程の事前確認、早めの出発)をする。道に迷ってもあわてず、車を安全な場所に駐車して地図を確認しましょう。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-rc.co.jp>

お問い合わせ先

帝人エージェンシー株式会社 保険部
〒550-8587

大阪市西区土佐堀1-3-7

肥後橋シミズビル16階

TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045

E-mail hoken@teijin.co.jp